

ヒートアイランド対策技術認証制度実施要綱

第1章 総則

1 目的

ヒートアイランド対策技術認証制度（以下「認証制度」という。）は、大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（以下「大阪H I T E C」）がヒートアイランド対策技術を認証することにより、当該技術の導入を検討する事業者に有用な情報を提供するとともに、当該技術の開発・普及を促進し、ヒートアイランド現象の緩和と環境産業の発展に資することを目的とする。

2 定義

本認証制度において「認証」とは、対象技術に係る認証基準を設け、この基準に対する適合性を判定することをいう。申請される対象技術の評価については、評価実施機関が別途実施する。

第2章 認証制度の実施体制

1 大阪H I T E C

大阪H I T E Cは、認証制度運営委員会の設置その他認証制度全体の運営管理を行う。

2 認証制度運営委員会

認証制度運営委員会は、認証対象技術の選定、技術評価実施要領の策定、評価実施機関の選定、申請書の審査、認証制度の普及を行う。

なお、認証制度運営委員会の事務を補佐するため、作業部会を置くことができるものとする。

3 大阪H I T E Cの各ワーキンググループ

各ワーキンググループは、認証の対象とすべき技術の検討、技術評価実施要領（案）の作成、評価実施機関の検討を行う。これらの検討等に当たっては、当該

技術の専門家の意見を聞くものとする。また、認証制度運営委員会及び作業部会に対し、専門的な見地から必要な助言・協力を行う。

4 評価実施機関

評価実施機関は、技術評価実施要領に基づき、申請技術の評価を行う。

第3章 対象技術の選定

- 1 認証制度の対象技術は、大阪HITECの各ワーキンググループで取り扱っている技術分野（素材関連技術、緑化などのクールスポット創造技術、熱有効活用・人工排熱低減技術、都市デザイン技術）及びその他のヒートアイランド対策に資する技術分野の技術とする。
- 2 各技術分野で評価・認証の対象とする個々の技術については、それぞれワーキンググループでの検討を経て、認証制度運営委員会において選定することとする。なお、検討対象とする技術の選定は、各ワーキンググループにおいて検討するが、ワーキンググループ間を横断するような技術は、認証制度運営委員会も含めて、事前にワーキンググループ間で調整する。

第4章 技術評価実施要領の策定

- 1 対象技術として選定された技術について、技術評価実施要領を作成し、評価項目、評価方法、認証基準を決定する。各技術の評価項目、評価方法、認証基準については、それぞれワーキンググループでの検討、関係者からの意見聴取を経て、認証制度運営委員会において決定することとする。
各ワーキンググループでの認証基準検討に当たっては、熱負荷評価手法ワーキンググループ作成の評価ツールによる効果算定結果を参考とする。
- 2 認証基準については、各技術における現状の平均的な水準を考慮するとともに、技術の導入によるヒートアイランド対策効果の観点にも配慮して設定するものとする。
技術評価実施要領では、ヒートアイランド緩和効果に影響を及ぼす主要なパラ

メータを認証基準とする。

第5章 評価実施機関の選定

1 評価実施機関の選定の手続き

認証制度運営委員会は、認証対象技術を選定したときは、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、2の観点を考慮して、評価実施機関を選定する。

2 評価実施機関選定の観点

評価実施機関は、次の観点を参考にしつつ、選定するものとする。

(1) 組織・体制

- ・技術評価の実施に必要な体制、人員が確保されていること
- ・品質管理システムを構築していること
- ・定期的な内部監査が実施されていること

(2) 技術的能力

- ・技術評価を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること

(3) 公平性の確保

- ・技術評価の実施において、申請者によって対応が異なるおそれがないこと
- ・知り得た技術情報等の機密保持手続きが、申請者によって異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の申請者への助言その他の行為により、技術評価の実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・技術評価の実施において、特定の申請者との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置が実施されること

(5) 経理的基礎

- ・十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査が実施されること

第6章 認証に係る手続き

1 認証対象技術の周知

大阪H I T E Cは新たな認証対象技術について、ホームページ等により周知するものとする。

2 申請書の受付・受理

大阪H I T E Cは、申請者（当該認証対象技術を用いた製品を自ら製造又は販売する者）から提出された申請書（認証制度運営委員会が選定した評価実施機関による当該認証対象技術の技術評価結果を添付する。）を受け付け、記載内容等に不備がないことを確認し、受理する。申請書の内容は、技術評価実施要領において定めるものとする。

3 手数料の納付

申請者は、「第7章 その他 1 費用負担」に基づき、所定の手数料を大阪H I T E Cに納付する。

何らかの理由により認証手続きが完了しなかった場合は、申請者と協議してこれまでに要した費用を精算し、申請者が納付すべき手数料を確定する。

4 審査

(1)認証審査

新規の申請に対し、認証制度運営委員会は、評価実施機関による技術評価の結果が技術評価実施要領に定める認証基準に適合しているかどうかを審査する。

(2)変更審査

既存の認証技術の仕様の変更に伴う申請に対し、認証制度運営委員会は、評価実施機関による技術評価の結果が技術評価実施要領に定める認証基準に適合しているかどうかを審査する。

5 結果の通知

大阪H I T E Cは、認証運営委員会の審査結果に基づき、審査に適合した場合は申請者に対し認証番号を付した「認証書」を発行する。不適合の場合は申請者にその旨を通知する。

6 再審査の実施

申請者は審査結果に不服のある場合は、異議申し立てを行うことができる。この場合においては、大阪H I T E Cは、必要に応じ、当該技術に係る業界団体等の意見を聴取するなどして再審査するものとする。

認証を受けた技術に対し、認証基準への適合性について第三者から苦情の申し立てを受けた場合において認証制度運営委員会が必要と判断したときは、再審査を実施するものとする。

7 認証の取り消し

大阪H I T E Cは、認証取得者が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請者が認証の取り消しを申請した場合
- (2) 認証を受けた後、当該技術の仕様を変更したにも拘わらず、変更審査を申請しなかった場合。
- (3) 偽りその他の不正の手段により認証を受けたことが判明した場合
- (4) 正当な理由が無く、大阪H I T E Cからの報告及び資料の提供を拒否した場合
- (5) 認証と異なる技術を、当該認証を受けた技術と偽りまたは誤解させるような行為その他当該業務に関して不誠実な行為をした場合

大阪H I T E Cは、上記(2)から(5)に該当する場合は、認証制度運営委員会から意見を聞くものとする。

大阪H I T E Cは、認証を取り消した場合は、認証取得者に対し、認証を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに公表するものとする。

8 報告および調査

大阪H I T E Cは、認証に関し必要があると認める場合は、認証取得者に対して、報告もしくは資料の提出を求め、又は認証取得者の承諾を得て現地調査を行うことができるものとする。

9 公表

大阪H I T E Cは認証した技術および認証を取り消した技術を、大阪H I T E Cのホームページおよび冊子等で速やかに公表する。

第7章 その他

1 費用負担

本認証制度において、各審査（認証審査、変更審査、継続審査および再審査）に係る費用（審査に係る費用、認証書・ロゴマークの発行に係る費用）は、手数料として大阪H I T E Cが申請者から徴収するものとし、その料金は、大阪H I T E C理事会の承認を得て、認証制度運営委員会が決定するものとする。

また、評価実施機関による技術評価に係る費用は、当該認証対象技術の技術評価実施要領において目安を定めることとする。

その他の費用（認証制度運営委員会、各ワーキンググループの運営費用等）は、大阪H I T E Cが負担するものとする。

2 免責事項

(1) 対象技術を使用した製品に関し、第三者と紛争を生じた場合は、申請者の責任において処理するものとし、大阪H I T E C及び本認証制度関係機関は責任の一切を負わない。

(2) 対象技術の使用に伴い生じる可能性のある不具合は、当該対象技術の技術評価実施要領及びロゴマーク等に記載し告知する。当該製品の使用に伴い不具合が生じた場合は、大阪H I T E C及び本認証制度関係機関は責任の一切を負わない。

(3) 技術評価の結果に対しては、評価実施機関が責任を負う。

- (4) 対象技術の各審査は申請者から提出された技術評価関係資料に基づいて実施されるため、事実と異なる内容の資料が提出された場合、大阪H I T E C及び本認証制度関係機関は責任の一切を負わない。また仕様に変更が加えられたにも拘わらず変更審査の申請が無かった場合も大阪H I T E C及び本認証制度関係機関は責任の一切を負わない。
- (5) 認証基準は一定の条件下で算出されたものであり、当該技術を使用した製品が設置される個々の条件下での効果又は性能を保証するものではない。
- (6) 本認証制度は、対象技術に係る認証基準を設け、この基準に対する適合性を判定することにより、当該技術の開発・普及を促進するものであり、当該技術が優先的に採用されることを保証するものではない。

3 普及・活用

- (1) 認証された技術は、ロゴマークの使用を認める。
- (2) 認証された技術は、大阪H I T E Cのホームページ、出版物等で公表する。
- (3) 認証された技術は、大阪H I T E Cが行うイベントや展示会で普及の促進を行う。